

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2024年7月31日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区日野西風呂町5番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 医療法人 新生十全会 理事長 赤木 博

前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数				
	エアコンディショナー	407 台	1 台	1 台	427 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	52 台	0 台	0 台	52 台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	97.6	キログラム	70	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーによる24時間365日遠隔監視と、防災センターによる設備担当者にて管理しております。</li> <li>府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施している。</li> <li>すべての第一種特定製品について3か月に1回以上の簡易点検を実施し、また容量区分による1年に1回以上と3年に1回以上の定期点検を実施することを文書に掲げ、事業所内で周知徹底している。</li> <li>事業所で所有している第一種特定製品の点検一覧表をEXCELベースで作成し、それに基づき簡易点検を実施している。</li> <li>上記点検一覧表を3か月の簡易点検の実施ごとにメンテとともに、1年点検と3年点検は委託業者から受領する点検報告書を社員がいつでも閲覧できるようにしている。</li> </ul>							
	廃 棄 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種特定製品の廃棄時には、府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に、冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう運用している。</li> <li>廃棄後も点検記録簿の保存を紙の専用ファイルで管理しており、いつでも点検記録簿を閲覧できるようにしている。</li> </ul>							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカーによる24時間365日遠隔監視と、有資格者による点検を年1回実施しております。（定期点検に該当する基準）</li> <li>事業所で管理している家庭用エアコン全てに対して、夏期の前に試運転を実施、異音の発生等がないか確認した。</li> <li>所定の簡易点検と定期点検を実施するとともに、1台においてエラー発生時フロン漏洩が判明し、整備と充填を実施した。</li> </ul>							
	廃 棄 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>充填回収業者から受入証明書が回付され、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが第一種フロン類引取り等業者に受け入れされたことを確認した。</li> </ul>							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トップランナー機器）を導入する。</li> </ul>								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。